

第1 審査会の結論

- 1 広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書開示決定について、開示請求の対象となる行政文書として「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（案）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で開示したことは、妥当である。
- 2 実施機関が、本件異議申立ての対象となった不開示決定（不存在）を行ったことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「竹原支局が作成した平成15年6月3日付け聞取り等報告書（協議場所県庁砂防室）に記載されている〔橋の設置について〕『計画高水位+河川としての余裕高+橋梁としての余裕高をクリアする橋梁を設置しようとする場合、市道への取付の関係で現状の道路幅より狭くなる。』の事実関係が分からない。そこで、①計画高水位、②河川としての余裕高、③橋梁としての余裕高及び④現状の道路幅並びに狭くなった道路幅が分かる文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、②河川としての余裕高及び③橋梁としての余裕高が分かる文書として、本件対象文書を特定の上、行政文書開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、①計画高水位が分かる文書及び④現状の道路幅並びに狭くなった道路幅が分かる文書については、不存在を理由とする不開示決定（以下、①についての処分を「本件処分2」、④についての処分を「本件処分3」という。）を行い、それぞれ平成15年12月24日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分1については、本件対象文書以外に対象文書が存在するとして、その開示を求め、本件処分2及び本件処分3については、不開示決定を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 竹原支局は、開示請求の趣旨を自らに都合のよい内容に置き換えて開示決定又は不存在通知をしたものであることから、開示請求書に記載したとおり、一般論（本件対象文書の数値）ではなく、郷川の当該地点に係る具体的な数値を記載している文書を速やかに開示するよう要求する。
- (2) 郷川の峠地区に橋を設置したいとする申請に対して、協議内容の具体的な数値がいくらなのか、速やかに開示するよう要求する。
- (3) 広島県が工作物を設置する箇所（箇所）の流下断面や河床勾配等により算定される計画高水流量（流量計算書）を認識できていたからこそ、平成15年6月3日に砂防室で具体的な協議が行われたものと思料されるところ、申請書以外には申請箇所の計画高水位の数値が記載されたものは存在しないとの弁明をする広島県の姿勢は、橋の設置申請を当初から不許可処分とする既定方針の下に、自らにとって都合の悪い行政文書は隠匿し、一般論（基準数値）のみを開示することで真実をごまかそうとする体質が顕在化したものと思料される。
- (4) 「狭くなった道路幅」についても、橋の設置を申請した箇所（竹原市吉名町峠）では、竹原市道峠郷線と対岸である県道吉名停車場線側の護岸の高さには37cmの高低差があり、竹原市道峠郷線が高く、県道吉名停車場線側が低くなっており、竹原市道峠郷線に0.5m以上のかさ上げが必要になるとは考えられないはずであり、何事も一般論であるとして、行政文書を隠匿しようとしている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を行った理由は、次のとおりである。

1 本件処分1について

異議申立人は、許可申請の対象となっている郷川の箇所に関して、具体的な数値が記載された文書があるはずだと主張しているが、砂防指定地内の河川に昭和49年7月1日以降、橋梁を設置する場合の橋梁構造に関する遵守数値が記載されている、旧建設省策定による本件対象文書の内容は、砂防指定地内のいずれの河川においても適用されるものであることから、本件対象文書を開示したものである。

本件対象文書には、異議申立人の主張する具体的数値に関して、「②河川としての余裕高」については、計画高水流量により例示数値を特定し得るものであること、また、「③橋梁としての余裕高」については0.5mを原則とすることが、それぞれ表記されている。

ただし、上記「計画高水流量」は、許可申請の際の添付書類の一部である「流量計算書」によって算定できるものである。

2 本件処分2について

計画高水位は、計画高水流量をもとに、工作物を設置する箇所の流下断面や河床勾配等により算定されるものであり、同一の河川であっても、箇所によって異なるものである。

広島県砂防指定地管理条例施行規則（平成15年規則第6号）第2条第2項には、「知事は、砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請をした者に対し、必要があると認めるときは、流量計算書その他必要な書類の提出を求める

ことができる。」と規定されているが、これは、流量計算書を添付することにより、当該申請箇所の流下能力や計画高水位を把握することができるからである。

したがって、申請書以外には申請箇所の計画高水位の数値が記載されたものは存在しないものであり、また、本件異議申立の背景となっている許可申請に係る申請書には、当該数値に関するものの記載はなされていない。

3 本件処分3について

砂防指定地内の河川に橋梁を設置しようとする場合には、当該橋梁の桁下高は、（計画高水位と護岸高が同一の場合）護岸高に 0.5m を加えた高さとしなければならない。

したがって、道路の路面高が、隣接する砂防指定地内の河川護岸天端の高さと同じの場合に、当該河川に橋（梁）を設置しようとする場合には、橋（梁）の桁厚を考慮すると、上記数値は 0.5m 以上となることから、設置箇所の道路面の少なくとも 0.5m のかさ上げを必要とすることとなる。

道路面をかさ上げすれば、これに対する道路法面を必要とすることとなるが、本件対象箇所の状況では当該道路法面を確保するための余裕地がないことから、一般論として、現状の道路幅より狭くなるとしたものである。

なお、法面施工の場合には、道路土工指針（（社）日本道路協会編集）により、法面勾配の数値が規定されているが、当該数値は道路面のかさ上げのために路盤に使用される材料の種類によって異なってくるものである。

したがって、上記かさ上げ高及び使用材料が明確になった時点で、現状の道路幅が狭小となる具体的数値が判明するものであるが、本件に係る許可申請書には具体的内容は記載されていないことから、一般論として述べたにすぎないものであり、また、現状の道路幅については、当該道路の管理者である竹原市が決定しているものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、異議申立人が別の行政文書開示請求によって、平成 15 年 6 月 3 日に竹原支局職員が砂防室と協議した内容を記録した聞き取り等報告書「砂防指定地内河川郷川の橋設置について」（以下「砂防室報告書」という。）を入手したところ、砂防室報告書に、「計画高水位＋河川としての余裕高＋橋梁としての余裕高をクリアする橋梁を設置しようとする場合、市道への取付の関係で現状の道路幅より狭くなる。」と記載されていたため、その内容に関する文書の開示を求めるものである。

2 本件処分1について

本件処分1は、異議申立人が「河川としての余裕高」及び「橋梁としての余裕高」が分かる文書（以下「本件請求文書1」という。）を開示請求したのに対し、実施機関は、建設省河川局砂防課長が昭和 49 年 7 月 1 日付け建河砂発第 40 号で各都道府県土木部長宛てに発出した本件対象文書を特定し、全部開示したものである。

本件対象文書には、橋梁等の設置基準が記載されており、河川としての余裕

高については、計画高水流量の区分ごとに余裕高の基準が定められ、橋梁としての余裕高については、 $h=0.5\text{m}$ を原則とし、現況または現計画で河川としての余裕高が前項の高さを上回っているときでも原則 0.5m とすることが定められており、実施機関は、本件対象文書の内容は、砂防指定地内のいずれの河川においても適用されるものであるから、本件対象文書を特定したと説明している。

これに対し、異議申立人は、一般論ではなく、郷川の当該地点に係る具体的な数値を記載している文書を開示するよう主張する。

まず、「河川としての余裕高」については、本件対象文書の「4.3 余裕高(1)」によれば、原則として計画高水流量によって決定するものとされており、特定の地点における河川としての余裕高の具体的な数値を求めるには、計画高水流量が判明している必要がある。

計画高水流量は、流量計算書によって算定されるものであるが、広島県砂防指定地管理条例施行規則（平成15年規則第6号）第2条第2項では、「知事は、砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請をした者に対し、必要があると認めるときは、流量計算書その他必要な書類の提出を求めることができる。」と規定されており、流量計算書等は、実施機関があらかじめ保有するものではなく、必要に応じて申請者に提出を求めるものであることが認められる。

一方、当審査会が実施機関から入手した当該案件の普通河川等土木工事許可申請書を確認したところ、流量計算書は添付されていなかった。

そうすると、実施機関は流量計算書によって算定される計画高水流量が分からないのであるから、当該地点の具体的な「河川としての余裕高」が記載された文書を保有していなくても不自然ではなく、砂防指定地内のいずれの河川においても適用される基準が掲載された本件対象文書を特定したことは適切であると認められる。

次に、「橋梁としての余裕高」については、本件対象文書の「4.3 余裕高」の(2)に 0.5m を原則とする旨が明記されているのであるから、本件対象文書を特定したことは適切であると認められる。

したがって、実施機関が本件請求文書1に該当するものとして、本件対象文書を特定し、開示したことは妥当である。

3 本件処分2について

本件処分2は、異議申立人が「計画高水位が分かる文書」（以下「本件請求文書2」という。）の開示請求をしたものに対し、実施機関は作成又は取得していないため、不存在としたものである。

これに対し、異議申立人は、計画高水流量（流量計算書）を認識できていたからこそ、砂防室で具体的な協議が行われたものと思料されると主張する。

計画高水位は、流量計算書等によって算定されるものであるが、本件処分1について述べたように、流量計算書等計画高水位が分かる資料は、実施機関があらかじめ保有するものではなく、必要に応じて申請者に提出を求めるものである。また、当審査会が実施機関から入手した「砂防指定地内制限行為及び設備占用の許可に係る申請書等審査表」中の「計画高水位が記載されているか」という審査項目について「否」の欄に印がつけられていることから、実施機関が申請者から取得していないことが確認できる。

以上のことから、実施機関が当該箇所における計画高水位が分かる文書を保有していないという説明も不自然ではない。

したがって、実施機関が本件請求文書2は不存在であるとして、本件処分2を行ったことは妥当である。

4 本件処分3について

本件処分3は、異議申立人が「現状の道路幅及び狭くなった道路幅が分かる文書」（以下「本件請求文書3」という。）の開示を求めたのに対し、実施機関は作成又は取得していないため、不存在としたものである。

実施機関は、現状の道路幅については当該道路の管理者である竹原市が決定しているものであり、また、「狭くなった道路幅が分かる文書」については、一般論として、河川に橋梁を設置しようとする、設置箇所の道路面の少なくとも0.5m以上のかさ上げが必要であり、かさ上げすれば、道路法面を必要とすることから現状の道路幅より狭くなると説明する。

これに対し、異議申立人は、竹原市道と対岸である県道側の護岸の高さには37cmの高低差があり竹原市道の方が高くなっていることから、竹原市道に0.5m以上のかさ上げが必要となるとは考えられないと主張する。

本件処分2について述べたように、実施機関は、当該箇所の計画高水位が分かる文書を保有していなかったのであるから、橋梁の設置箇所の道路面の具体的なかさ上げ高も分からないことは当然であり、一般論を述べたにすぎないという説明に不自然な点はない。

したがって、実施機関において「狭くなった道路幅が分かる文書」を作成又は取得していなくても不自然ではなく、実施機関が本件請求文書3は不存在であるとして、本件処分3を行ったことは妥当である。

5 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 8. 17	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 8. 23	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 10. 10	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 10. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 4. 27 (平成 24 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 5. 29 (平成 24 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授